第３号様式

# 都立高校等海外大学進学支援制度（給付型奨学金）　誓約書

東京都教育委員会教育長　殿

私は、東京都教育委員会（以下「教育委員会」という。）が実施する「都立高校等海外大学進学支援制度（給付型奨学金）」（以下「本制度」という。）の派遣学生として、次の事項を将来にわたって遵守することをここに誓約します。

1　派遣学生としての責任の自覚と規則の遵守

本制度における留学費用が公費から支出されている点に強い自覚を持ち、派遣学生としてふさわしい責任ある言動を取ることを誓約します。国内外を問わず、東京都の名誉、信用その他社会的評価を害し、悪影響を与えるような行為をしません。また、本制度に関して教育委員会が定める募集要項、実施要綱、交付要綱及びその他の規則等（今後定めるものも含む。）を遵守します。

2　留学中に発生した損害

留学中に発生した災害、暴動、テロ、事故、疾病、犯罪及び自身の不注意による対人又は対物の賠償その他の事情による損害について、教育委員会には一切責任を問わず、自己の責任において弁済します。

3　留学計画の履行

本制度の趣旨を十分理解し、渡航先国・地域の法令及び留学先大学の規則等を遵守するとともに、終始高い学習意欲を持って留学計画の履行に邁進することを誓約します。

4　生計維持者の同意確認

本制度の派遣学生に対する支援内容、支援方法及び支援に当たって定められた条件等について、自身の生計維持者による同意を得たことを誓約します。

5　派遣学生の義務の履行

事前研修をはじめ、本制度で派遣学生に義務付けられる全ての活動に参加し、並びに必要事項の登録、留学計画の実施及び留学成果報告書の提出その他本制度で派遣学生に義務付けられている全ての手続を遺漏なく行います。

また、本制度の活動を活性化するために企画・運営される各種活動にも、最善の努力をもって取り組みます。

6　必要な手続の履行

留学に必要な手続（留学先大学に提出する各種書類の作成、パスポートや査証の取得、留学費用の支払及び海外旅行保険加入等）は事前に十分確認し、自らの責任において行うことを誓約します。

7　実績の適正な報告

支援金の交付条件を理解した上で、留学先国・地域、留学先大学、留学期間、授業料、学期終了時における成績報告等、留学に係る全ての実績を一切の虚偽なく適正に報告することを誓約します。

8　支援金の交付額

支援金の交付額は、教育委員会が決定することに同意し、教育委員会の決定に対して一切の不服の申し立てをしないことを誓約します。支援金の最終的な交付額は、当初通知された交付額から変更される場合があることに同意します。

9　個人情報の取扱

本制度に関して提出した個人情報が本制度のみに利用され、この利用目的のため適正な範囲において、大学等、在外公館、行政機関等の関係機関に対し必要に応じて提供される場合があることに同意します。

10　秘密保持

本制度への参加を通じて知った教育委員会の機密情報、関係者等の秘密情報及び個人情報その他の秘密を守り、他に漏らさず、不正な使用・開示をしません。

11　教育委員会への届出

やむを得ない事由により留学の途中で派遣学生を辞退する場合や、留学計画を変更する場合、緊急連絡先に変更があった場合等には、当該事由が生じた時点で速やかに教育委員会に届け出ます。

また、本制度への参加、本制度の運営等に影響を与える可能性のある事象、問題等が発生した場合も、当該の事象、問題等が発生した時点で速やかに教育委員会に届け出ます。

12　安全管理

安全管理に関連して、以下の事項に同意・遵守します。

（1）留学開始時点又は留学中において、渡航先の国・地域が、外務省「海外安全ホームページ」の危険情報及び感染症危険情報の「レベル２：不要不急の渡航は止めてください。」以上となった場合には、原則、支援金の支援対象外となること
※ただし、レベル２の場合に限り、渡航に係る誓約書等の提出により、状況を確認したうえで 支援を認めることがある。（外務省ホームページ「海外安全ホームページ」　https://www.anzen.mofa.go.jp/）

（2）渡航先国・地域に安全に渡航、滞在できるか否かの判断は、自己の責任において行い、また、安全な渡航、滞在が困難であると自身が判断した場合には、留学の中止又は延期、留学先又は留学期間の変更等の必要性について、自己の責任において判断・実行すること

（3）（1）及び（2）により発生した一切の費用については、派遣学生本人の負担となること

（4）外務省海外安全ホームページで発表されている危険情報レベル及び感染症危険情報レベル、日本からの留学の受入体制等を確認すること

（5）渡航後は、滞在先を管轄する日本大使館や総領事館（在外公館）に在留届を必ず提出すること

（6）留学中のトラブル・事故等において、教育委員会は一切の責任を負わないこと

13　健康状態

出発前から十分な健康管理を行い、既往症歴等がある場合については、医師の判断に従います。

14　採用の取消し

以下の事項に該当した場合は、教育委員会が派遣学生の採用を取り消すことがあることを確認し、それに伴い教育委員会より請求がなされた場合には支給済みの支援金等の全部又は一部を返納することに同意します。

また、こうした措置がとられた場合にも、一切の不服の申し立てはせず、その結果として生じたいかなる損害・損失についても、教育委員会に賠償や弁済等を請求することはありません。

（1）本誓約書の誓約事項に反した場合
（2）募集要項に規定する「派遣学生の要件」のいずれかを満たさなくなった場合
（3）留学計画に大幅な変更が生じた場合
※ただし、再審査により採用時の留学計画と同等の質を確保していると認められた場合はこの限りではありません。
（4）学業不振や素行不良等が極めて顕著である場合又は留学先大学で懲戒処分を受けた場合
（5）派遣学生の本制度に係る各種申請書類の内容に虚偽があることが認められた場合
（6）やむを得ない事情（病気や災害など）を除き、正当な理由なく事前研修を欠席した場合
（7）その他、派遣学生としての責務を怠り、派遣学生として適当でないと認められた場合

上記を誓約し、以下に署名します。

年　　月　　日

在籍（卒業）高等学校等

氏名（自署）

【親権者】

※派遣学生が未成年の場合は、親権者若しくは民法で定める未成年後見人も記入、自署をしてください。
上記の条件で留学することに同意します。

年　　月　　日

続柄　　氏名（自署）

電話番号

住所

【国内連絡人（生計維持者）】

※親権者と国内連絡人は同一人物でも可です。同じ場合も記入、自署をしてください。上記の派遣学生が、誓約の上、留学することを承認するとともに、留学中の一身上に関わる事項について責任をもつことを保証いたします。また、上記の派遣学生が、海外留学期間中に災害・事故・病気等の不測の事態に遭遇し、都教育委員会と直接連絡ができない場合、本人に代わって都教育委員会との連絡窓口になり、都教育委員会に協力することに同意いたします。連絡については日本語で対応いたします（I promise that all communication with Tokyo Metropolitan Board of Education will be handled in Japanese)。

年　　月　　日

続柄　　氏名（自署）

電話番号

住所

（留意事項）
・本誓約書を提出しない者については、支援金の交付を受けられません。
・派遣学生が本誓約書に反したと教育委員会が判断した場合は、当該派遣学生の実名等を公表することがあります。
・氏名欄は、自筆で氏名を手書き（自署）してください。
・本用紙を印刷し、記入、自署の上、別に定める方法で提出してください。